

後期高齢者医療制度のお知らせ

～令和8年度の保険料のお支払いと資格確認書および資格情報のお知らせの交付について～

◆令和8年度の保険料

令和8年度の保険料は、7月に郵送でお知らせします。また、4月からは、少子化対策の財源とするための「子ども・子育て支援金」が、全世代・企業から徴収されています。将来、社会保障の担い手となる子どもや子育て世帯を支えることで、すべての方にとってメリットとなります。

<保険料の計算方法>

①基礎賦課額(以下「医療分」とします)

均等割 【1人あたりの保険料】 59,963円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得－最大43万円) ×11.61%	=	医療分算出保険料 【限度額85万円】 (100円未満切り捨て)
--------------------------------------	---	--	---	--

②子ども・子育て支援金賦課額(以下「子ども分」とします)

均等割 【1人あたりの保険料】 1,364円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得－最大43万円) ×0.28%	=	子ども分算出保険料 【限度額2万1千円】 (100円未満切り捨て)
-------------------------------------	---	---	---	--

①医療分算出保険料+②子ども分算出保険料=1年間の保険料

- ・1年間の保険料の上限額は、医療分85万円、子ども分2万1千円の計87万1千円です
- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです
- ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります

◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です(申し出によって「口座振替」も可能)。ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」で納めてください。

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます

- | |
|--|
| (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方) |
| (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金受給額の半分以上を超える方 |
| (3)新たに制度に加入された方の半年の期間 |

国民健康保険税の口座振替は、自動継続されません。再度、役場民生課健康保険係へ申し出を行ってください。

◆資格確認書の有効期限が切れます

現在交付している資格確認書の有効期限は、7月31日までとなっています。8月以降は使用できなくなるため、7月中に新たな「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。

資格確認書(はがき型)が届く方

- ・85歳以上の方
- ・84歳以下の方でマイナ保険証をお持ちでない方

資格情報のお知らせ(A4サイズ)が届く方

- ・84歳以下の方でマイナ保険証をお持ちの方

資格確認書

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 7 年 7 月 31 日 交付年月日 令和 6 年 12 月 2 日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広域市連合町 1 丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7 年 7 月 7 日
医療機関等	平成 20 年 4 月 1 日
有効期限	平成 20 年 4 月 1 日
届出区分	区分 A
特定後援区分	区分 A
有効期限	平成 20 年 4 月 1 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印(朱)

資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ	
後期高齢者医療資格確認書の交付先	
本人が交付する場合は後期高齢者医療資格確認書の交付先を「本人」に記入してください。	
交付先	
氏名	広域 太郎
住所	広域市連合町 1 丁目
生年月日	昭和 7 年 7 月 7 日
性別	男
医療機関等	平成 20 年 4 月 1 日
有効期限	平成 20 年 4 月 1 日
届出区分	区分 A
特定後援区分	区分 A
有効期限	平成 20 年 4 月 1 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	
39011000 公印(朱)	

資格情報のお知らせが届いた方であっても、なんらかの理由によりマイナ保険証での受診が困難であると届け出をされた方には、資格確認書を交付します。資格確認書の交付を希望される方は、資格確認書交付申請書を民生課健康保険係窓口にご提出ください。

なお、資格確認書交付申請書は、民生課健康保険係の窓口でお渡ししているほか、北海道後期高齢者医療広域連合のホームページにも掲載しています。

◆8月以降の医療機関への受診について

資格確認書(はがき型)が届いた方

資格確認書を医療機関等の窓口で提示してください。

資格情報のお知らせ(A4サイズ)が届いた方

マイナ保険証を医療機関等の窓口で提示してください。

※資格情報のお知らせは、自身の資格情報を把握するためのものであり、資格情報のお知らせのみで医療機関等の受診はできません。なお、マイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示することで、正しい資格情報で医療機関等を受診することができます。

※お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合(011-290-5601)
住所: 060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
役場民生課健康保険係(01372-7-5290)